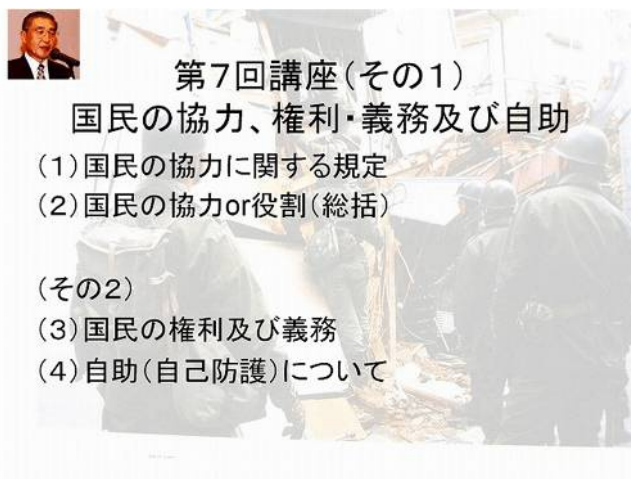


第7回 国民の協力、権利・義務及び自助 その1

山下塾第7回講座のテーマは、「国民の協力、権利・義務及び自助」です。2回に分けて説明します。

説明項目はスライドにお示ししている通りです。



第7回講座(その1)
国民の協力、権利・義務及び自助

(1)国民の協力に関する規定
(2)国民の協力or役割(総括)

(その2)
(3)国民の権利及び義務
(4)自助(自己防護)について

協力に関する規定の概要です。防災に関する事項は義務規定ですが、国民保護に関しては努力規定と言う大きな差異があります。

国民・住民の協力に関する 規定の概要		共
区分	概	要
防災(災 対法等)	○7条:義務(自ら災害対応手段、防災活動に 寄与)	
	○8条:自主防災組織の一員としての役割 (住民の相互協力、応急対策活動への 協力等)(但し、明示的規定なし)	
国民保 護(国保 法)	○4条:努力規定(協力要請への協力) (自主防災組織やボランティアに期待)	

* 自主防災組織等については別途詳説する。

国民保護法における国民の協力について説明しています。本来的には、国民の広範積極的な効力が不可欠と考えられますが、規定上は極めて限定的に捉えられているところに大きな特色があります。

国民に協力を要請できる事項も限定的です。極めて厳しい制約下において国民保護の措置が行われねばならないということに思いを致して欲しいと思います。

国民保護法における 国民の協力について

1 国民の自発的意思による広範積極的な協力が不可欠と考えられるが、規定上は限定的

2 国民に協力を要請できる分野

- ① 避難住民の誘導
- ② 救援
- ③ 消火・負傷者の搬送、被災者の救助等
- ④ 保健衛生の確保
- ⑤ 住民の避難に関する訓練

国民の協力



武力攻撃等事態の特性に鑑み、協力要請に当たり留意すべき事項が明確に示されています。

協力要請にあたり留意すべき事項

武力攻撃事態等の特性に鑑み

- ① 安全の確保
- ② 死亡・負傷時の損害補償
- ③ 住民の自主的な防災組織やボランティアの国民の保護のための活動に対し必要な支援

国民保護と言う極めて重要で且つ相当の所要が必要な責務に対して、それに対処すべき関係機関の能力は必ずしも万全ではないのではないと考えられます。

その足らざるを補完すると共に、公的機関がより重要な正面に努力を集中し得るように

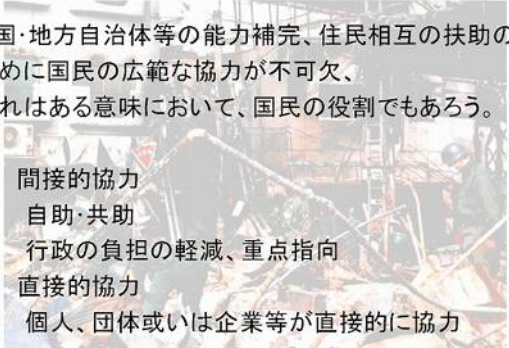
するためにも国民の自助、共助を始めとする協力は不可欠であろうかと思えます。
国民をそこまで巻き込むべきではないという意見も根強いでしょう。自発的な協力が得られるように国民に対する啓蒙普及が必要でしょう。

共

国民の協力or役割(総括)

国・地方自治体等の能力補完、住民相互の扶助のために国民の広範な協力が不可欠、それはある意味において、国民の役割でもあろう。

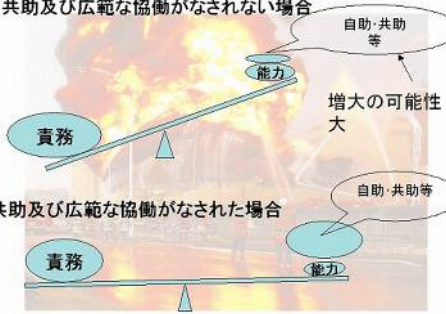
- 間接的協力
 自助・共助
 行政の負担の軽減、重点指向
- 直接的協力
 個人、団体或いは企業等が直接的に協力



共

自助・共助及び協働の重要性

- 自助・共助及び広範な協働がなされない場合
- 自助・共助及び広範な協働がなされた場合



能力= 公的機関の総和能力

自助・共助の考え方や行政との協働が行われるような国民運動を展開する必要があるのではないのでしょうか。

自助や共助の重要性は、巷間言われるのが「自助：共助：公助=7：2：1」からも明らかです。

防災・国民保護における国民の役割 **共**

公助の限界を補い、公的機関の活動を容易にするためにも

- 自助
 - 共助
 - 行政との協働
(コラボレーション)
- 国民運動の展開

自助:共助:公助 = 7:2:1

一般的に国民の協力が期待され、且つ実行可能と考えられる事項をスライドに示しました。

一般的に協力が期待されていると考えられる主要事項 **共**

- ① 警報伝達(周知徹底、情報弱者への配慮)
- ② 避難・誘導(集団避難、自力避難困難者支援)
- ③ 避難所の開設・運営(管理運営の主役)
- ④ 救援
 搜索・救助活動(救助、案内、情報提供etc)
 物流管理(支援)
 安全及び救急
 消火活動
- ⑤ 被災状況等の報告・通報
- ⑥ その他

参考資料

国民・住民の協力等に関する規定

● 災害対策基本法(住民等の責務)

第7条

自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

第8条 自主防災組織の育成等

● 国民保護法(国民の協力等)

第4条 国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当って強制にわたることがあってはならない。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。